

第119期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスによる感染予防対策について

株主の皆様におかれましては、可能な限り書面による議決権行使を行っていただき、本年はご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、時間に余裕をもってご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液使用の株主様へのお声掛け、検温の実施などの措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただきます、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日 時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始／午前9時）

場 所

京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
本社メインホール

※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

【目次】

- 1 企業理念・経営方針
- 2 第119期定時株主総会招集ご通知
- 3 株主総会参考書類
(添付書類) -----
- 24 事業報告
- 50 連結計算書類
- 53 連結監査報告書
- 55 計算書類
- 58 監査報告書

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Logisnext

Logistical Equipment & System Solutions Next

世界のあらゆる物流シーンで、
お客様にソリューションを提供し続け、
未来創りに貢献する

経営方針



招集ご通知

株主各位

証券コード 7105

2020年6月9日

京都府長岡京市東神足2丁目1番1号

三菱ロジスネクスト株式会社

取締役社長 御子神 隆

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本定時株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後4時50分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始／午前9時）

② 場 所 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 本社メインホール
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

③ 目的事項 **報告事項** 1. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logisnext.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、上記「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logisnext.com/>）に掲載させていただきます。

◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

第1号議案 | 剰余金配当の件

当社の配当政策等の基本方針は、将来の成長に向けた内部留保の確保を適切に図りつつ、安定的な還元を継続して行うこととしております。

第119期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 金13円
総額 1,384,901,843円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

A種種類株式の取得請求権全部行使に伴い、A種種類株式を廃止すべく、現行定款第6条のA種種類株式に係る発行可能株式総数および発行可能種類株式総数、第8条のA種種類株式に係る単元株式数、第2章の2のA種種類株式の内容の定め及び第19条の2の種類株主総会に関する定めを削除するものであります。なお、発行可能株式総数につきましては、現行の普通株式に係る発行可能株式総数に合わせることをいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億2,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は392,725,256株、第2章の2に定める内容の株式(以下、「A種種類株式」という。)は32,274,744株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は392,725,256株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の普通株式の <u>単元株式数は100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u>	第8条 当社の単元株式数は100株とする。
第2章の2 <u>A種種類株式</u>	(削除)
<u>(剰余金の配当)</u>	
第13条の2 当社は、 <u>剰余金の配当を行う場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種種類登</u>	(削除)



現行定款	変 更 案
<p><u>録株式質権者」という。)に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率(第13条の4第2項において定める。以下同じ。)を乗じて得られる金額(1円未満の端数を切り捨てるものとする。)を、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)と同順位で、金銭により支払う。</u></p>	
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第13条の3 <u>当社は、残余財産の分配をする場合には、A種種類株主またはA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額(1円未満の端数を切り捨てるものとする。)を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> 第13条の4 <u>A種種類株主は、当会社に対し、平成45年(2033年)5月30日までの間(以下、「転換請求期間」という。)、いつでも、当社がA種種類株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、A種種類株式1株につき、当該請求があった日における取得比率に相当する数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>2. 取得比率は、1とする。但し、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。</p>	
<p>(1) 株式の分割または併合が行われた場合 当会社が普通株式につき株式の分割または併合を行った場合における取得比率は、以下の算式により調整される。</p>	
$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率}}{\text{株式の分割または併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}} \times \frac{\text{株式の分割または併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}{\text{株式の分割または併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$	
<p>なお、調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。</p>	
<p>(2) 普通株式の発行等が行われた場合 当会社が、下記に定める普通株式の時価に0.9を乗じた額を下回る払込金額をもって、普通株式を発行しまたは保有する当会社の普通株式を処分（株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。以下、「普通株式の発行等」という。）する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。</p>	
$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率}}{\frac{\text{普通株式の時価}}{\text{普通株式の発行等の前における発行済普通株式の数}} \times \frac{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額}}{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}}$	
<p>なお、本条において、「普通株式の時価」とは、(i) 当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行または処分</p>	



現行定款	変更案
<p>についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下、「調整基準日」という。）において当会社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1円未満の端数については、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいうものとし、(ii) 調整基準日において当会社の普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出される当会社の1株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。</p> $\text{最終の連結貸借対照表に基づく純資産額} = \left(\begin{array}{l} \text{剰余金の配当または自} \\ \text{己株式の取得により当} \\ \text{該連結貸借対照表の会} \\ \text{計期間の末日経過後に} \\ \text{支払われた金銭の額} \end{array} \right) \pm \left(\begin{array}{l} \text{新株式申込証拠} \\ \text{金および自己株} \\ \text{式申込証拠金} \end{array} \right) \pm \left(\begin{array}{l} \text{新株} \\ \text{予約権} \end{array} \right) \pm \left(\begin{array}{l} \text{少数株} \\ \text{主持分} \end{array} \right)$ $\text{当会社の1株当たり簿価純資産額（連結ベース）} = \frac{\text{発行済普通株式（自己株式を除く。）の数} \pm \text{発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数} \times \text{取得比率}}{\text{発行済普通株式（自己株式を除く。）の数} \pm \text{発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数} \times \text{取得比率}}$ <p>なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。</p> <p>(3) 前二号に掲げる場合のほか、合併、会社分割または株式交換による株式の発行または処分、新株予約権の発行または無償割当てその他前二号に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。</p> <p>(4) 第1号または第2号で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前ににおいて有効な取得比率とする。</p> <p>（普通株式を対価とする取得条項）</p> <p>第13条の5 当社は、転換請求期間経過後いつでも、別途取締役会が定める日の到来をもって、当該日における発行済A種種類株式（自己株式を除</p>	<p>変 更 案</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>く。)の全部または一部を取得し、これと引換えに、A種種類株式1株につき、その時点における取得比率に相当する数の普通株式を交付することができる。</p>	
<p>(現金を対価とする取得条項)</p>	
<p>第13条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、取得するA種種類株式と引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種種類株主に対して、A種種類株式1株につき、普通株式の時価に取得比率を乗じて得られる額の金銭を交付する。</p> <p>なお、本条において、「普通株式の時価」とは、(i) 取締役会が当該取得を決定した日(以下、「取得決定日」という。)において当社の普通株式が上場している場合には、取得決定日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(1円未満の端数については、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいうものとし、(ii) 取得決定日において当社の普通株式が上場していない場合には、取得決定日において以下の算式により算出される当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)をいうものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>最終の連結 貸借対照表 に基づく純 資産額</p> $= \left(\begin{array}{l} \text{剰余金の配当または自} \\ \text{己株式の取得により当} \\ \text{該連結貸借対照表の会} \\ \text{計期間の末日経過後に} \\ \text{支払われた金銭の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新株式申込証拠} \\ \text{金および自己株} \\ \text{式申込証拠金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新株} \\ \text{予約権} \end{array} + \begin{array}{l} \text{少数株} \\ \text{主持分} \end{array} \right)$ <p>当社の1株 当たり簿価純 資産額(連結 ベース)</p> $= \frac{\text{発行済普通株式} + \text{発行済A種種類株式}}{\text{(自己株式を除く。)}の数 + \text{(自己株式を除く。)}の数} \times \text{取得比率}$	

現行定款	変更案
<p><u>(議決権)</u> 第13条の7 <u>A種種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>2. <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>	(削 除)
<p><u>(株式の併合または分割、募集株式等の割当て等)</u> 第13条の8 <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合または分割を行わない。当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	(削 除)
<p><u>(種類株主総会)</u> 第19条の2 <u>第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第15条ないし第17条、第18条第1項、第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	(削 除)

第3号議案 | 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
1 再任	かがみ まさのり 各務 眞規	取締役 副社長執行役員 社長補佐 事業推進サポート室担当 国内営業・海外営業担当	
2 再任	ふじた しんじ 藤田 伸二	取締役 上席執行役員 品質統括室長	
3 再任	すえまつ まさゆき 末松 正之	取締役	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長兼戦略企画部長
4 新任	くぼ たかし 久保 隆	上席執行役員 事業推進サポート室長	
5 再任	おおこうち けん 大河内 健	社外取締役 独立役員	取締役
6 新任	あんどう おさむ 安藤 修	社外取締役 独立役員	(株)島津アクセス 代表取締役社長
7 新任	こばやし きょうこ 小林 京子	社外取締役 独立役員	弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士 川上塗料(株) 社外監査役

候補者
番号

1

かがみ まさのり
各務 眞規

再任

(1952年1月6日生)

所有する当社株式の数

23,900株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年 10月 当社国内サービス本部サービス部長
- 2009年 6月 当社執行役員
ニチユMHIフォークリフト(株)執行役員
同社営業本部副本部長
- 2010年 6月 当社取締役
ニチユMHIフォークリフト(株)代表取締役社長
- 2013年 4月 当社取締役〔現任〕
当社上席執行役員
当社国内営業本部担当
当社国内営業本部長
- 2014年 4月 当社国内営業本部
市場開発部長
- 2014年 7月 当社国内営業本部
国内カスタマーサービス部長
- 2015年 6月 当社常務執行役員
- 2017年 10月 当社副社長執行役員〔現任〕
社長補佐〔現任〕
国内営業・海外営業担当〔現任〕
- 2018年 6月 当社PMI推進室長
- 2019年 4月 当社事業推進サポート室担当〔現任〕

取締役候補者とした理由

取締役として、経営・営業戦略的な観点を中心に取締役会への説明責任を果たし、重要事項の決定と大所高所からの適切な助言と経営の監督を行っています。また、当社事業における優れた経営マネジメントの実績と豊富な業務知識を有しており、当社グループの経営を牽引しています。

これらのことから、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ふじた しんじ
藤田 伸二

再任

(1960年2月14日生)

所有する当社株式の数

2,200株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年 4月 日産自動車(株)産業機械技術部
商品計画室長
- 2010年 10月 日産フォークリフト(株)
商品開発部長
- 2013年 4月 ユニキャリア(株)執行役員
開発本部長
- 2013年 10月 同社常務執行役員
- 2014年 6月 同社取締役
- 2014年 8月 同社購買本部長
- 2015年 10月 同社開発本部グローバルR&Dセンター長
同社開発本部リージョナルR&D尾道センター長
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)
- 2017年 10月 当社上席執行役員 (現任)
技術本部長
- 2019年 2月 当社商品企画室長
- 2020年 4月 当社品質統括室長 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役として、技術・品質の観点を中心に取締役会への説明責任を果たし、重要事項の決定と経営の監督を適切に行っております。当社の技術開発における優れた実績と豊富な業務知識を有しており、上席執行役員として、グローバルな視点から当社の技術開発及び商品の品質向上を牽引しております。

これらのことから、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

す え ま つ ま さ ゆ き
末松 正之

再任

(1963年8月25日生)

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

欄外(注)1.参照



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	三菱重工業(株)	入社
2001年	5月	三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ(株)	コントローラー
2006年	5月	三菱重工業(株)	汎用機・特車事業本部企画管理部主席部員
2009年	1月	同社汎用機・特車事業本部企画経理部次長	
2011年	4月	同社汎用機・特車事業本部企画管理部次長	
2012年	1月	三菱農機(株)常務取締役	
2014年	4月	三菱重工業(株)	機械・設備システムドメイン事業戦略総括部 企画管理部次長
2016年	1月	三菱マヒンドラ農機(株)CEO	取締役社長
2019年	4月	三菱重工業(株)執行役員	[現任] グループ戦略推進室長兼戦略企画部長 [現任]
2019年	6月	当社	取締役 [現任]

【重要な兼職の状況】 三菱重工業(株)執行役員
グループ戦略推進室長兼戦略企画部長

取締役候補者とした理由

三菱マヒンドラ農機(株)CEO取締役社長を経て、現在は三菱重工業(株)の執行役員を務めており、豊富な経営マネジメント経験と優れた見識を有しております。同氏は、それらの経験と見識に基づき、経営全般に関する有用な意見・提言及び適切な経営の監督を行っております。

これらのことから、引き続き同氏を取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 末松正之氏は、三菱重工業(株)の執行役員 グループ戦略推進室長兼戦略企画部長であります。三菱重工業(株)は、当社の株式を68,888,181株保有(議決権比率64.68%)しており、当社と三菱重工業(株)は、三菱重工業(株)に当社が製品及び製品向け部品、その他のコンポーネントの生産を委託し、当社が三菱重工業(株)からそれらの供給を受けることを内容とする取引を行うなど、包括的な資本・業務提携関係にあります。
2. 末松正之氏は、現在当社の親会社であります三菱重工業(株)の業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の当社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
3. 当社は、末松正之氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。なお、同氏が再選された場合は同契約を継続する予定であります。

候補者
番号

4

くぼ
久保たかし
隆

新任

(1961年8月12日生)

所有する当社株式の数

400株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 4月 三菱重工業(株) 入社
- 2009年 4月 三菱重工業(大連)有限公司 副総経理
- 2010年 4月 三菱キャタピラーフォークリフトアジア(株) 取締役社長
- 2011年 10月 三菱重工業(大連)有限公司 総経理
- 2013年 6月 当社執行役員
- 2017年 10月 当社品質統括室長
- 2019年 2月 当社海外営業本部長
- 2019年 6月 当社上席執行役員〔現任〕
- 2020年 4月 当社事業推進サポート室長〔現任〕

取締役候補者とした理由

上席執行役員として、海外グループ会社の社長、品質統括室長、海外営業本部長、事業推進サポート室長と当社の主要拠点・部門の長を歴任し、優れた経営マネジメントの実績と強いリーダーシップを有しております。これらの実績と資質に基づき、重要事項の決定と適切な経営監督、並びに、グローバル経営と透明性の高い組織作りの更なる推進を期待しております。

これらのことから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

おおこうち けん
大河内 健

再任

社外

独立

(1951年5月23日生)

所有する当社株式の数

1,900株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 三菱商事(株) 入社
- 1984年 11月 米国マシナリーディストリビューション(株)社長補佐
- 1994年 5月 三菱キャタピラーフォークリフトアメリカ(株)副社長
マーケティング担当
- 2001年 4月 三菱商事(株)レンタル・建機事業
ユニットマネージャー
- 2008年 10月 キャタピラー・ジャパン(株)
役員付
- 2010年 4月 (株)アイチコーポレーション
海外事業部担当部長
- 2015年 6月 当社取締役〔現任〕

社外取締役候補者とした理由

海外事業及び物流機器事業における豊富な経営マネジメント経験と優れた見識に基づき、特に、グローバルな視点から経営戦略に関して有用な意見・提言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、積極的に審議に参加し、役員の指名・報酬に関する透明性・公正性の向上に貢献いただいております。

これらのことから、引き続き同氏を社外取締役候補者としたしました。

なお、大河内健氏は2015年6月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 大河内健氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、大河内健氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。なお、同氏が再選された場合は同契約を継続する予定であります。
3. 大河内健氏は、2015年6月26日に選任された際に独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号 **6** あんどう **安藤**おさむ **修** **新任** **社外** **独立**
(1957年1月3日生)

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 ㈱島津製作所 入社
 1999年 4月 同社分析機器事業部技術部長
 2000年 4月 Shimadzu Scientific Instruments, Inc.社長
 2007年 6月 ㈱島津製作所 取締役 分析計測事業部長
 2011年 6月 同社常務取締役 製造、CS、情報システム担当
 2013年 4月 同社製造、CS担当 航空機器事業部長
 2013年 6月 同社専務執行役員
 2017年 6月 ㈱島津アクセス代表取締役社長〔現任〕

〔重要な兼職の状況〕 ㈱島津アクセス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

計測機器・医療機器メーカーにおけるグローバルでの経営マネジメント経験と優れた見識を有しています。同氏には、それらの経験と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督を期待しております。

これらのことから、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 安藤修氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 安藤修氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
 3. 安藤修氏の選任が承認された場合、独立役員として㈱東京証券取引所に届け出る予定です。

候補者
番号

7

こばやし きょうこ
小林 京子

新任

社外

独立

(1972年7月22日生)

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 弁護士登録、
弁護士法人色川法律事務所（現 弁護士法人色川
法律事務所） 入所

2009年 9月 シャープ(株)法務室 出向

2014年 9月 色川法律事務所 復帰

2018年 2月 同事務所 パートナー

2018年 2月 川上塗料(株)社外監査役〔現任〕

2020年 1月 弁護士法人色川法律事務所 パートナー〔現任〕

〔重要な兼職の状況〕 川上塗料(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由

企業法務を中心とした弁護士としての豊富な実績、見識に加え、上場企業における勤務及び独立役員の実験を有しております。それらの実績と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督を期待しております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 小林京子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 小林京子氏と当社との間には特別の利害関係はありませんが、同氏は弁護士法人色川法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
3. 小林京子氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
4. 小林京子氏の選任が承認された場合、独立役員として(株)東京証券取引所に届け出る予定です。

第4号議案 | 監査役2名選任の件

監査役齊藤 卓美氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役前嶋 弘氏が任期途中でありますが、本定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	地位	重要な兼職の状況
1	新任 <small>いちはら</small> 市原 <small>しんじ</small> 信二	上 席 執 行 役 員 社 長 付	
2	新任 <small>よしむら</small> 吉村 <small>しげる</small> 茂		社外監査役

候補者
番号

1

いちはらしんじ
市原 信二

新任

(1957年12月16日生)

所有する当社株式の数

300株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 三菱重工業(株) 入社
2009年 1月 同社汎用機・特車事業本部企画経理部長
2011年 6月 同社相模原製作所副所長
2013年 4月 同社汎用機・特車事業本部副事業本部長
2014年 1月 欧州三菱重工業(株)CEO
2017年 4月 当社管理本部長付
2017年 6月 当社上席執行役員〔現任〕
管理本部副本部長
2018年 6月 当社管理本部長
2020年 4月 当社社長付〔現任〕

監査役候補者とした理由

当社 上席執行役員 管理本部長として、総務・人事・内部統制・情報システムに関する豊富な業務知識を有しております。また、三菱重工業(株)において、財務企画部門の要職及び海外グループ会社CEOを歴任しており、グローバル経営を推進する当社における監査強化に最適な人材であります。

これらのことから、同氏を監査役候補者といたしました。

(注) 市原信二氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

候補者番号 **2** よしむら **吉村**しげる **茂** **新任** **社外**
(1951年8月27日生)

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし



略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1976年 4月 三菱重工業(株) 入社
- 1997年 5月 三菱キャタピラーフォークリフトアジア(株) 取締役社長
- 2001年 4月 三菱重工業(株)汎用機・特車事業本部産業車両営業部フォークリフト課長
- 2002年 4月 同社汎用機・特車事業本部産業車両営業部次長
- 2003年 1月 三菱キャタピラーフォークリフトアメリカ(株) ディレクター
- 2007年 6月 三菱フォークリフト販売(株)取締役フリート営業部長
- 2008年 3月 泰国三菱重工業(株)取締役社長
- 2013年 5月 三菱重工業(株)グローバル戦略本部国内法人営業室顧問

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる三菱重工業(株)における産業車両部門等での業務執行及び同社グループ会社における経営マネジメント経験と優れた見識を有しております。同氏には、それらの経験と見識に基づく専門的見地からの監査を期待しております。

これらのことから、同氏を社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 吉村茂氏は、社外監査役候補者であります。

2. 吉村茂氏の選任が承認された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

以上

ご参考

1. 取締役候補者及び監査役候補者の選任について

(1) 役員の選任基準

当社は取締役及び監査役の選解任基準について、以下の通り定めております。取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会で検討・取締役会へ答申し、取締役会で審議・決定されます。監査役候補者は、監査役会で同意、指名・報酬諮問委員会の答申のうえ、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

・選任基準

取締役：人格・見識共に優れ、高いマネジメント能力、業務上の専門的知識及び豊富な経験を有し、経営者として適正な判断・監督が出来る人物とする。

社外取締役：上記に加え、他社等における実務経験・実績を有し、独立的見地から、経営全般について適正な判断・助言・監督が出来る人物とする。

監査役：人格・見識共に優れ、財務・会計に関する適切な知見、豊富な業務知識と経験及びリスクを判別する高い能力を有し、公正普遍の態度で、自らの信念に基づき行動し、適正な提言・監査が出来る人物とする。

社外監査役：上記に加え、他社等における実務経験・実績を有し、独立的見地から客観的な提言・監査が出来る人物とする。

(2) 社外役員の独立性の基準

当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下の通り定めており、基準を満たす者を社外役員候補者として選定することとしております。

1. 当社と重大な利害関係がない者
2. 以下に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、当社と重大な利害関係のない独立役員であるとみなす。
 - (1) 当社または当社子会社の業務執行者
 - (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上
 - (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上
 - (4) 当社が大口出資者（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）となっている者の業務執行者

- (5) 当社から多額の寄付（直前事業年度において年間1,000万円以上）を受けている者又はその業務執行者
 (6) 当社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 (7) 過去3年間に於いて、上記（2）から（6）までに該当していた者
 (8) 上記（1）から（6）に掲げる者の二親等内の親族または同居の親族
 (9) 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者
 (10) 当社主要株主（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）またはその業務執行者

2. 取締役会の多様性（第3号議案が承認された場合）

取締役候補者番号	氏名	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験					国際性
			会社経営 事業経営	財務 会計	法務 コンプライ アンス	マーケティ ング	研究開発	
1	各務 眞規		●			●		
2	藤田 伸二						●	
3	末松 正之		●	●				●
4	久保 隆		●			●		●
5	大河内 健	●	●			●		●
6	安藤 修	●	●					●
7	小林 京子	●			●			

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

3. 当株主総会終了後の取締役と監査役の体制(予定)(第3号議案、第4号議案が承認された場合)

役位	氏名	業務分担・重要な兼職等
取締役会長	各務 眞規	取締役会議長 指名・報酬諮問委員会 委員長
代表取締役社長	久保 隆	社長 CEO 指名・報酬諮問委員会 委員
取締役	藤田 伸二	上席執行役員 品質統括室長
取締役	末松 正之	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長 兼 戦略企画部長
社外取締役	大河内 健	指名・報酬諮問委員会 委員
社外取締役	安藤 修	指名・報酬諮問委員会 委員 (株)島津アクセス 代表取締役社長
社外取締役	小林 京子	指名・報酬諮問委員会 委員 弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士 川上塗料(株) 社外監査役
常勤監査役	馬場 浩司	
常勤監査役	市原 信二	
社外監査役	倉垣 雅英	(株)ジーエス・ユアサコーポレーション 常務取締役 (株)GSユアサ 常務取締役
社外監査役	福岡 靖之	大日本塗料(株) 常勤監査役
社外監査役	吉村 茂	

(注) 倉垣雅英氏は2020年6月26日付で、(株)ジーエス・ユアサコーポレーションの顧問に就任を予定しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果



当連結会計年度における世界経済は、先行き不安を抱える中で手探り状態が続く形での推移となりました。長引く米中貿易摩擦に端を発した各国輸出産業の停滞は一部では底を打ったとの評もあるものの、経済環境の良化は顕著とは言えず、製造業を中心とした新規投資抑制の動きはむしろ加速する様相を呈しております。同様の傾向は日本経済にも見られ、他地域に比すれば堅調ではあるものの、今後の経済状況に対する様子見の状況にあることは同様であり、打開策が見えない状態が続いております。こうした中、中国では昨年発見されたCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）がその猛威を振るい始め、中国国内の人・物の流通は完全に停止状態に陥りました。

これら経済状況は当然物流業界にも大きな影響を及ぼしており、各地域で設備投資先送り等が数多く発生しております。このような中、競争環境も更に厳しさを増しており、今後の市場動向に対する大きな不安を拭い切れない状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度における連結売上高は、4,489億1千8百万円（前連結会計年度比0.1%増加）となりました。利益面につきましては、米州及び中国地域の減益が影響し、営業利益は84億3千7百万円（同35.9%減少）、経常利益は70億4千5百万円（同48.6%減少）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、欧州、中国及びタイの子会社が保有する固定資産・のれんの一部について、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や足元の経済状況等を踏まえ、将来の回収可能価額を見直した結果、減損損失を特別損失として計上したこともあり、52億4千3百万円（前年同期70億7千7百万円の純利益）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は183億3千1百万円（同16.6%減少）、営業利益率は4.1%（同0.8ポイント減少）となりました。

また、2019年7月1日にその全株式を取得したEquipment Depot, Inc.（以下、「EQD社」）については、決算日を12月31日から3月31日に変更したことに伴い、当連結会計年度に係る連結損益計算書には2019年7月1日から2020年3月31日までの9ヶ月間の業績が含まれております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。



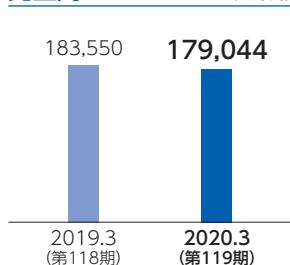
国内事業



国内事業は、海外市場の停滞により輸出が減少した影響もあり、売上高は1,790億4千4百万円（前連結会計年度比2.5%減少）となりました。セグメント利益につきましても、セグメント間の内部売上高の減少、経費の増加等により、37億3千1百万円（同18.6%減少）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、セグメント利益は84億4千8百万円（同9.1%減少）となっております。

売上高 (百万円)



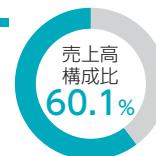
セグメント利益 (百万円)



2019年11月に、新型カウンターバランスタイプバッテリーフォークリフト「ALESIS(アレシス)」(0.9～2.5トン積)を国内の三菱ロジスネクスト販売店を通じて販売開始。詳細は62ページをご覧ください。



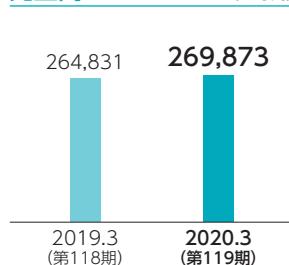
海外事業



海外事業は、米州、欧州、中国、アジアのフォークリフト需要の減少があったものの、米州のEQD社の新規連結が寄与して、売上高は2,698億7千3百万円（前連結会計年度比1.9%増加）となりました。セグメント利益につきましては、米中貿易摩擦、関税問題等を背景に米国を中心に競合環境が悪化したことに加え、EQD社取得に伴う関連費用の発生及びのれん等償却費の増加もあり、47億5百万円（同45.1%減少）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、セグメント利益は98億8千2百万円（同22.1%減少）となっております。

売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



Cat®ブランド電気式カウンターバランス型フォークリフト(欧州・アジア・中近東・アフリカ専用モデル)が、2019年の「Red Dot Award」を受賞。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は270億8千4百万円であります。その主なものは、日本と米州の機械設備投資、国内外販売子会社のリース・レンタル車両などへの投資、滋賀工場実験棟の建設などへの投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

米中経済摩擦の影響が色濃く残る中で発生した新型コロナウイルスの世界的流行による経済活動の停滞は、世界経済に大打撃を与え、世界恐慌以来の大幅な景気後退が眼前の危機として迫ってきております。リーマンショック以来、右肩上がりであった世界のフォークリフト販売も第119期は減少に転じ、新型コロナウイルスの影響により第120期は更なる落込みが懸念されております。一方で、生活必需品などの物資不足は、情報共有の促進と物流現場との連携による全体最適の早期実現へのニーズの高まりとなり、物流業界の動向が改めて注目を集めてきております。

このような経営環境の下、当社においては新型コロナウイルスによる事業への影響を慎重に注視しつつ、環境変化に柔軟に対応できる体制を整えるとともに、以下の重要課題に対処することで、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

1. PMI (Post Merger Integration) の深化による収益力の強化
 - (国内事業) 2020年10月予定の直系販社再編による効率化、顧客対応の向上
2019年11月販売開始の統合モデル「ALESIS(アレシス)」の拡販強化
 - (海外事業) 欧州、アジア (共に2020年4月) 他での子会社統合、需要変動を見越した機種統合・生産再編の加速
2. 直販網を活かした顧客ニーズの早期取込みとアフターサービス事業強化による収益源の多角化
 - (国内事業) 営業網・サービス網の再編による人員配置最適化、サービス業務へのIT活用推進
 - (海外事業) 2019年7月に買収完了した北米販売会社を起点とする直販網の再編・強化
3. 成長分野である省人化・自律化ニーズの取込み
標準化が難しい荷役作業にあって、喫緊の対応策として、人との協業を前提とした省人化・自律化のニーズの高まりがあり、国内及び欧州で培った自動化技術の進化と、他社との協業を推進し、今後成長が見込まれる米国を始め、グローバルな事業展開を加速してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

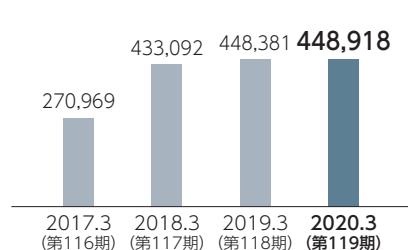
(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 (第116期)	2017年度 (第117期)	2018年度 (第118期)	2019年度 (第119期)
売 上 高 (百万円)	270,969	433,092	448,381	448,918
のれん等償却前営業利益 (百万円)	13,081	19,132	21,981	18,331
経 常 利 益 (百万円)	8,978	8,425	13,714	7,045
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	3,635	2,941	7,077	△5,243
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	34.16	27.64	66.48	△49.24
総 資 産 (百万円)	366,915	374,940	367,662	373,640
純 資 産 (百万円)	60,021	62,390	68,503	57,326

売上高

(百万円)



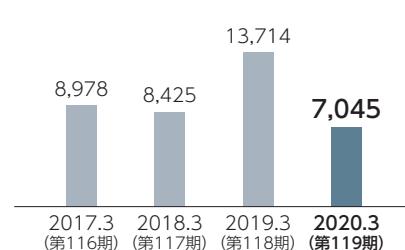
のれん等償却前営業利益

(百万円)

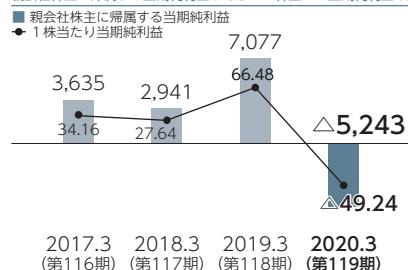


経常利益

(百万円)

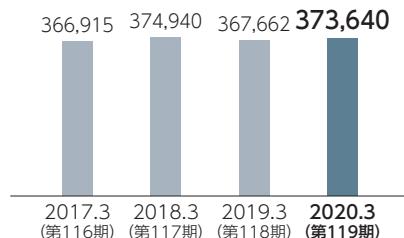


親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)・1株当たり当期純利益(円)



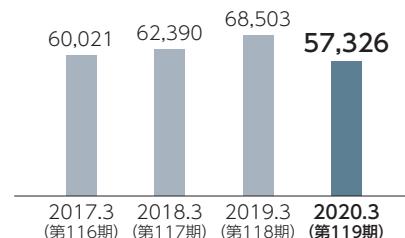
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



第116期は、当社グループは国内市場において、物流の高度化・効率化やソリューション提供等お客様のニーズに適切に対応していくことで、一層の売上増加、シェアアップを目指してまいりました。海外においては、為替変動への対応を含め、各地域での販売戦略をサポートする商品の開発・生産・アフターサービスを進めることで、グループ全体の販売力、収益力の強化に努めてまいりました。このような取組みの一環として、2016年3月31日付でユニキャリアホールディングス(株)を持分法適用関連会社化、さらに2017年1月1日付でのユニキャリア(株)（以下ユニキャリア）の完全子会社化を行いました。その結果、当社グループの連結売上高は円高に伴う海外子会社の為替換算影響による売上高の減少はあったものの、ユニキャリアが連結子会社となってからの3ヵ月間が寄与し2,709億6千9百万円（前連結会計年度比11.7%増加）となりました。利益では、円高による損益悪化はありましたが、資材費低減及び欧州子会社の利益改善、加えてユニキャリアの連結損益への寄与により、営業利益は105億8百万円（同4.2%増加）となりました。ユニキャリアの持分法適用関連会社化による第3四半期連結会計期間までの持分法投資損失の影響により、経常利益は89億7千8百万円（同6.5%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億3千5百万円（同22.9%減少）となりました。

第117期は、当社グループは市場の変化やお客様ニーズにお応えすることで、一層の売上増加、シェアアップを目指してまいりました。また、当社は2017年1月1日付でユニキャリアを完全子会社とし、さらに2017年10月1日付で吸収分割による同社との経営統合を行いました。このことにより、統合シナジーの早期創出と刈り取りを目指し、グループ一体となって新中期経営計画「Perfect Integration 2020」に取組みつつ統合事業基盤を一層強化し、「世界トップクラスの総合物流機器メーカー」を目指してまいりました。これらの結果、当社グループの連結売上高はユニキャリア連結の寄与により、4,330億9千2百万円（前連結会計年度比59.8%増加）となりました。利益では、同社の完全子会社化に伴うのれん等償却費用の負担が影響し、営業利益は92億8千万円（同11.7%減少）、経常利益は84億2千5百万円（同6.2%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億4千1百万円（同19.1%減少）となりました。なお、同社完全子会社化に伴うのれん等償却の影響を除くと、営業利益は191億3千2百万円（同46.3%増加）、経常利益は182億7千7百万円（同29.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は118億7千8百万円（同39.3%増加）となりました。

第118期は、当社グループは世界トップクラスの総合物流機器メーカーを目指し、統合シナジーの早期実現に取組み、マルチブランド戦略の下、一部製品の統合実現や各種システムの統一など、確実にその成果を上げております。これを一層加速し、当社中期経営計画「Perfect Integration 2020」を推進してまいりました。これらの結果、当社グループの連結売上高は、4,483億8千1百万円（前連結会計年度比3.5%増加）となりました。利益面につきましては、のれん等償却費用の軽減及び国内事業セグメントにおける増益により、営業利益は131億5千6百万円（同41.8%増加）、経常利益は137億1千4百万円（同62.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億7千7百万円（同140.6%増加）となりました。なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は219億8千1百万円（同14.9%増加）、営業利益率は4.9%（同0.5ポイント増加）となりました。

第119期の損益面は、前記「(1) 事業の経過及び成果」のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
三菱重工業(株)	265,608百万円	64.68% (64.68) (注) 1	営業取引・原材料の購入・資金の借入 (注) 2
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)	35,000百万円	64.68% (注) 3	当社の事業管理

- (注) 1. 親会社の有する当社に対する議決権比率欄の()内は間接所有割合を内数で記載しております。
2. ユニキャリア(株) (現 ロジスネクストユニキャリア(株)) の株式取得資金として76,778百万円を借入しております。
3. 三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)は、2020年4月1日付で三菱重工業(株)に吸収合併されました。これに伴い、三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)所有の当社全株式は三菱重工業(株)に移管されました。

② 重要な親会社との取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社である三菱重工業(株)と三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)との取引については、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に他の一般取引と同様に合理的に決定しております。また、取引の実施に当たっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。

三菱重工業(株)からの借入については、借入利率は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会判断及びその理由

取締役会において、その取引の必要性、妥当性及び適法性を十分に審議し、意思決定を行っています。また、取締役会における三菱重工業(株)からの借入に関する議案の審議及び決議は、利害関係を有しない取締役によってなされており、支配株主と利害関係のない社外取締役から、取引条件の決定が非支配株主にとって不利益でないものと判断される旨の意見書を入手しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ロジスネクストユニキャリア(株)	90百万円	100.0%	フォークリフトの販売・サービス
ロジスネクスト東京(株)	70百万円	100.0%	フォークリフト、物流システム等の販売・サービス
三菱重工叉车(大連)有限公司	298,905千 RMB	100.0%	フォークリフトの生産・販売
上海力至優叉车制造有限公司	6,000千 USD	97.0%	同上
優嘉力叉车(安徽)有限公司	5,252百万円	100.0%	同上
三菱ロジスネクストアジアパシフィック社	4,300百万円	100.0%	フォークリフトの販売・サービス
ロジスネクストマニュファクチャリングタイランド社	445,000千 THB	100.0%	フォークリフトの生産・販売
三菱ロジスネクストアメリカス社	1千 USD	100.0%	統括管理
三菱キャタピラーフォークリフトアメリカ社	3千 USD	間接 93.1% (注) 1	フォークリフトの生産・販売
ユニキャリアアメリカス社	<49,974千USD> (注) 4	間接 100.0% (注) 1	同上
ニューイングランドインダストリアルトラック社	7,700千 USD	間接 100.0% (注) 2	フォークリフトの販売・サービス
キャピタルイクイップメント&ハンドリング社	6,876千 USD	間接 100.0% (注) 2	同上
三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ社 (注) 3	148,151千 EUR	100.0%	同上
三菱ロジスネクストヨーロッパ社	6,807千 EUR	100.0%	統括管理

- (注) 1. 三菱ロジスネクストアメリカス社が出資しております。
 2. ユニキャリアアメリカス社が出資しております。
 3. 2020年4月1日付で、欧州事業における三菱ロジスネクストヨーロッパ社の統括会社化を推し進め、経営効率の向上、戦略の統一及び意思決定の迅速化を図るため、同社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
 4. 資本金に該当する金額が無い関係会社については、資本金に準じる金額として資本準備金(またはそれに準ずる金額)を資本金欄において<>内に表示しております。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	主要品目
国内事業	バッテリー・エンジンフォークリフト、同保守販売部品 中高層ラック用フォークリフトシステム（ラックフォークリフト） 無人搬送システム（無人フォークリフト・無人搬送車・無人牽引車） 自動倉庫・倉庫管理システム、同保守販売部品 巻取装置、床面清掃機、床面洗浄機、同保守販売部品 各種運搬機械、産業用エンジン・ミッション等の開発・設計・製造・販売
海外事業	バッテリー・エンジンフォークリフト、同保守販売部品 屋内物流機器の製造・販売・サービス

(8) 企業集団の主要な事業所

当 社	本社・京都工場	京都府長岡京市
	滋賀工場・安土工場	滋賀県近江八幡市
	羽生工場	埼玉県羽生市
ロジスネクストユニキャリア(株)	本 社	大阪府守口市
ロジスネクスト東京(株)	本 社	東京都大田区
三菱重工叉車（大連）有限公司	本社・工場	中国・大連市
上海力至優叉車製造有限公司	本社・工場	中国・上海市
優嘉力叉車（安徽）有限公司	本社・工場	中国・合肥市
三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社	本 社	Tuas West Street, Singapore
ロジスネクスト マニファクチャリング タイランド社	本社・工場	Rayong, Thailand
三菱キャタピラーフォークリフトアメリカ社	本社・工場	Texas, U.S.A.
三菱ロジスネクスト アメリカス社	本 社	Texas, U.S.A.
ユニキャリア アメリカス社	本社・工場	Illinois, U.S.A.
ニューイングランド インダストリアルトラック社	本 社	Massachusetts, U.S.A.
キャピタル イクイップメント&ハンドリング社	本 社	Wisconsin, U.S.A.
ロ ッ ク ラ ー 社	本社・工場	Jarvenpaa, Finland
三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ社	本 社	Almere, The Netherlands
ユニキャリア マニファクチャリング スペイン社	本社・工場	Navarra, Spain
ユニキャリア ヨーロッパ社	本社・工場	Molnlycke, Sweden
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社	本 社	Enschede, The Netherlands

〔国内〕

滋賀工場
(滋賀県近江八幡市)



安土工場
(滋賀県近江八幡市)



ロジスネクスト
ユニキャリア(株)
本社
(大阪府守口市)

羽生工場
(埼玉県羽生市)

ロジスネクスト東京(株) 本社
(東京都大田区)

本社・京都工場
(京都府長岡京市)



〔海外〕

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社
(Enschede, The Netherlands)

ユニキャリア ヨーロッパ社 本社・工場
(Molnlycke, Sweden)

ロックラー社 本社・工場
(Jarvenpaa, Finland)

三菱キャタピラーフォークリフト
ヨーロッパ社 本社
(Almere, The Netherlands)

ロジスネクスト
マニュファクチャリング
タイランド社
本社・工場
(Rayong, Thailand)

ユニキャリア マニュファクチャリング
スペイン社 本社・工場
(Navarra, Spain)

優嘉力叉車(安徽) 有限公司
本社・工場
(中国・合肥市)

三菱重工叉車(大連) 有限公司
本社・工場
(中国・大連市)

三菱ロジスネクスト

上海力至優叉車製造有限公司
本社・工場
(中国・上海市)

三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社
(Tuas, Singapore)

三菱キャタピラーフォークリフト
アメリカ社 本社・工場
(Texas, U.S.A.)

ニューイングランド
インダストリアルトラック社 本社
(Massachusetts, U.S.A.)

三菱ロジスネクスト アメリカス社
(Texas, U.S.A.)

エクイップメント・デポ社
(Texas, USA)

ユニキャリア アメリカス社
本社・工場
(Illinois, U.S.A.)

キャピタル エクイップメント&
ハンドリング社 本社
(Wisconsin, U.S.A.)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
国内事業	5,431名	64名減
海外事業	6,598名	1,404名増
合計	12,029名	1,340名増

(注) 企業集団の従業員数が前年度末と比べて大幅に増加したのは、2019年7月1日付で米州のEQD社を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,644名	34名減	41.8歳	15.7年

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入残高
三菱重工業(株)	76,778百万円
MHI International Investment B.V.	31,756百万円
シンジケートローン	28,000百万円
MHI Capital America, Inc.	18,080百万円

(注) シンジケートローンは(株)三菱UFJ銀行を主幹事とするその他8行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	392,725,256株
	A種種類株式	32,274,744株
(2) 発行済株式総数	普通株式	106,536,013株
(3) 当期末株主総数	普通株式	8,223名

(4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)	68,888	64.66
(株)GSユアサ	4,701	4.41
日本マスタートラスト信託銀行(株)	3,912	3.67
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	3,627	3.41
明治安田生命保険相互会社	2,765	2.60
GOVERNMENT OF NORWAY	1,671	1.57
(株)三菱UFJ銀行	1,363	1.28
(株)京都銀行	1,301	1.22
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,097	1.03
東京海上日動火災保険(株)	971	0.91

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行(株)の持株数は、信託業務に係るものであります。
 (退職給付信託口・(株)島津製作所口 1,369千株、同・大日本塗料(株)口 400千株を含む。)
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の持株数は、信託業務に係るものであります。
 5. 三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)は、2020年4月1日付で三菱重工業(株)に吸収合併されました。これに伴い、三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株)所有の当社全株式は三菱重工業(株)に移管されました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要 (2020年3月31日現在)

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	115個	普通株式 115,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2012年9月6日から 2042年9月5日まで
第2回新株予約権	41個	普通株式 41,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2013年9月7日から 2043年9月6日まで
第3回新株予約権	34個	普通株式 34,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2014年9月6日から 2044年9月5日まで
第4回新株予約権	25個	普通株式 25,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2015年9月5日から 2045年9月4日まで
第5回新株予約権	20個	普通株式 20,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2016年9月3日から 2046年9月2日まで
第6回新株予約権	13個	普通株式 13,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2017年9月30日から 2047年9月29日まで
第7回新株予約権	10個	普通株式 10,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2018年8月25日から 2048年8月24日まで
第8回新株予約権	24個	普通株式 24,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2019年8月24日から 2049年8月23日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (2) 新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとしております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。

(2) 当事業年度の末日における当社取締役の新株予約権の保有状況（2020年3月31日現在）

名称	取締役（社外取締役を除く）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	29個（29,000株）	2名
第2回新株予約権	13個（13,000株）	2名
第3回新株予約権	10個（10,000株）	2名
第4回新株予約権	12個（12,000株）	2名
第5回新株予約権	15個（15,000株）	2名
第6回新株予約権	13個（13,000株）	3名
第7回新株予約権	10個（10,000株）	4名
第8回新株予約権	24個（24,000株）	4名

(3) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要及び交付した者の数

名称	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数
第8回新株予約権	34個（34,000株）	11名

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、払込金額、行使に際して出資される財産の価額、行使の条件、権利行使期間につきましては、当社取締役に対し交付した3. (1)に記載の第8回新株予約権と同内容であります。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 (2) 新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとしております。

3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
二ノ宮 秀 明	取 締 役 会 長	三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス(株) 取締役
御子神 隆	代 表 取 締 役 社 長 C E O	
各 務 眞 規	取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員 社 長 補 佐 事業推進サポート室担当 国内営業・海外営業担当	
藤 田 伸 二	取 締 役 員 上 席 執 行 役 員 商 品 企 画 室 長 技 術 本 部 長	
末 松 正 之	取 締 役	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長 兼 戦略企画部長
加 藤 孝 幸	取 締 役	
大河内 健	取 締 役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
前嶋 弘	常勤監査役	
馬場 浩司	常勤監査役	
倉垣 雅英	監査役	(株)ジーエス・ユアサ コーポレーション 常務取締役 (株)GSユアサ 常務取締役
福岡 靖之	監査役	大日本塗料(株) 常勤監査役
斉藤 卓美	監査役	

- (注) 1. 取締役である加藤孝幸氏及び大河内健氏は、社外取締役であります。
2. 監査役である倉垣雅英氏、福岡靖之氏及び斉藤卓美氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 加藤孝幸氏、取締役 大河内健氏及び監査役 福岡靖之氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- ・2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において、末松正之氏が取締役に、馬場浩司氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
 - ・2019年6月27日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、取締役 山本博章氏が任期満了により、監査役 小西憲雄氏が辞任により退任しました。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動
- ・取締役 末松正之氏は、2019年4月1日付で三菱重工(株)の執行役員に就任し、グループ戦略推進室副室長からグループ戦略推進室長兼戦略企画部長に就任しました。
6. 常勤監査役 前嶋弘氏は、当社経理部及び経営企画室における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 福岡靖之氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役 末松正之氏、取締役 加藤孝幸氏、取締役 大河内健氏及び各監査役と、定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針

当社は取締役の報酬等について、報酬の客観性と透明性を高めるため、取締役会長を委員長とし、委員の過半数を社外取締役及び社外監査役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等については、全て同委員会で審議し、取締役会の決議により決定しております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、会社業績及び個人の経営に対する貢献度を報酬に適正に反映させることを基本方針としております。報酬は、現金報酬として毎月定額の基本報酬と業績連動型の年次賞与、自社株報酬として株式報酬型ストック・オプションを支給し、報酬水準や報酬ミックスについては、毎期、指名・報酬諮問委員会において検証を行っております。

社外取締役、常勤監査役及び社外監査役は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成しており、その水準等については、社内取締役を含め外部コンサルタント会社の調査に基づき、他社水準等を考慮し決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	6名	264百万円
監 査 役	6名	64百万円
計	12名	329百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与（取締役4名 50百万円）として引当金を計上した金額を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額（取締役4名 29百万円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第114期定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第111期定時株主総会において、年額65百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 倉垣雅英氏は、(株)ジーエス・ユアサ コーポレーションの常務取締役及び(株)GSユアサの常務取締役を兼務しております。なお、(株)GSユアサは、当社の発行済株式総数の4.41%を保有しております。

監査役 福岡靖之氏は、大日本塗料(株)の常勤監査役を兼務しております。なお、同社は、当社の発行済株式総数の0.32%を保有しております。

② 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	加藤孝幸	当事業年度に開催された15回の取締役会の全てに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した第三者的立場から、取締役会の意思決定の妥当性を高めるための助言・提言を行っております。
取締役	大河内健	当事業年度に開催された15回の取締役会の全てに出席いたしました。長年産業機械ビジネスに携わった豊富な経験を活かし、経営から独立した第三者的立場から、取締役会の意思決定の妥当性を高めるための助言・提言を行っております。
監査役	倉垣雅英	当事業年度に開催された15回の取締役会の内11回、14回の監査役会の内10回出席いたしました。欠席の主な理由は、兼務先の(株)ジーエス・ユアサ コーポレーションの重要な会議等への出席によるものです。企業経営の豊富な経験と実績を活かし、発言を行っております。
監査役	福岡靖之	当事業年度に開催された15回の取締役会の内13回、14回の監査役会の内12回出席いたしました。欠席の主な理由は、兼務先の大日本塗料(株)の重要な会議等への出席によるものです。金融機関における長年の業務経験及びその他企業における監査役の経験に基づき発言を行っております。
監査役	斉藤卓美	当事業年度に開催された15回の取締役会及び14回の監査役会の全てに出席いたしました。長年にわたる三菱重工業(株)の産業車両部門における業務執行及び執行役員としての豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。

③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外取締役	2名	18百万円
社外監査役	3名	19百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

135百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取、また、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

162百万円

- (注) 当社の重要な子会社のうち、ロジスネクストユニキャリア(株)は当社の会計監査人による、また、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による財務諸表監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けておりません。

(4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、「収益認識基準に関する会計基準」導入の助言業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。そのほか、監査役会が策定した会計監査人の選解任等の判断基準に基づき、独立性・監査品質・効率性などの観点から会計監査人の再任の適否について、毎期検討し、監査役会が会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下の通り定めております。これに基づき、内部統制システムの適正な整備・運用に努めております。

2020年3月末日現在の基本方針は以下の通りです。

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの法令順守、企業倫理の浸透を図るため、当社取締役会の決議により定めた「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を役員の行動規範としてこれを順守する。
- ② 当社においては原則として月1回、全取締役・全監査役出席の下、取締役会を開催し、経営方針、年度計画、組織変更などの重要事項について決定する。また必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。取締役会等を設置している子会社については、定期的に取り締り会等を開催し、重要事項を決定する。
- ③ 当社においては社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社の経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
- ④ 当社においては原則として週1回、全常勤取締役並びに役付執行役員及び本部長・室長が出席し、全常勤監査役が陪席して開催する経営会議を設置し、日常の業務執行状況の監視並びに迅速且つ適正な意思決定等を図る。また、子会社においても、取締役と幹部社員が出席して定期的開催する経営会議を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑥ 子会社を内部監査部門の監査対象とし、当社グループの業務の適正を図る。
- ⑦ 内部通報システムとして当社グループの使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置し、当社グループの法令順守上、疑義のある情報の入手に努めコンプライアンス経営に反映する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定並びに職務執行等の際に作成した取締役会議事録、経営会議議事録並びに稟議書等の重要な文書や情報は、管理本部担当執行役員が承認した文書保存、情報管理に関する規程並びに業務分掌を定めた規程に基づき当該会議等を主管する部門が保存・管理し、取締役、監査役の閲覧に備える。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理の方針、体制等について定める「グループリスク管理規則」に基づき、当社グループのリスク管理体制及び運営を整備し、当社のリスク・コンプライアンス委員会において、当社グループの重大リスクを統括的に管理する。
- ② 当社グループの組織横断的並びに部署固有のリスク対策として個別規程、マニュアル、手順書等を整備し、運用を図るとともに、教育・研修等を実施し、リスク管理を行う。

- ③ 当社グループにおいて重大なリスクが顕在化した場合には「危機管理規則」に従い報告・情報伝達を行うとともに必要な体制を編成し、当社グループの損失の極小化を図る。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、基本的に執行役員が業務執行を行い、執行役員に担務を設定し、職務執行の分担を図る。
- ② 当社及び子会社の取締役及び当社の執行役員の職務執行の効率化を支える統制環境を確保するため、当社グループにおいて組織、業務分掌、職務権限、決裁基準等を定めた経営に関する基本規程を定め、更に下位規程類の整備を推進し、効率的な業務推進体制を構築する。
- ③ 当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の強化を図りながら、IT化を推進し、職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」に基づき法令、定款、並びに社会規範順守の啓蒙を継続して行い、当社グループの全使用人の行動規範として、徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、全社のコンプライアンスに関する方針・施策を決定する。また全部長で構成するコンプライアンス連絡会を四半期に1回開催し、情報の共有、展開を図ると共に、コンプライアンスに関する教育啓蒙活動を推進する。
- ③ 子会社においてもコンプライアンス委員会を設置、定期的に開催し、コンプライアンス施策に関する情報の当社グループでの共有、展開を図ると共に、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を推進する。
- ④ 内部監査部門が、コンプライアンスの観点から、内部監査により当社グループの業務運営の状況を把握し改善のための提言を行う。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 経営会議等において担当執行役員より週間報告によって、子会社の状況報告を行う。
- ② 当社取締役と子会社の社長が出席し定期開催する報告会や、当社取締役等と子会社の各部門責任者が出席する実務レベルの定期会議において必要な報告を行う。
- ③ 「グループ会社管理規則」を制定し、子会社の規模等に応じた個別具体的な決裁・報告基準を設定し、この基準に基づき子会社から報告を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する専任の使用人を監査役室に配置する。
- ② 補助使用人の経歴、能力等を考慮し、選任する。

- ③ 監査役室配属の使用人の人事考課については監査役協議で行い、人事異動は監査役会の事前同意を得ることとする。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- 取締役が職務執行に当たって開催する重要な会議に監査役が出席することを保証し、監査役が重要な情報に直接触れる機会を確保する。
 - 監査役に各部門の月次報告等の閲覧を保証する。
 - 監査役が取締役・使用人からのヒアリングの機会を確保し、更に代表取締役と全監査役との間で意見交換を行う。
 - 会社の損失に繋がるとされる事件、事象等が発見された場合には、速やかに取締役から監査役または監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 当社内部監査部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を開催し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告するとともに、監査役が陪席する経営会議等において週間報告により担当執行役員から子会社の状況報告を実施する。
 - 内部通報システムとして当社グループの取締役・使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置しており、内部通報システムの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告を行う。

(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程に、監査役への報告に関して不利な取扱いを受けないことを保証することを明記している。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査役職務の執行に必要な年度予算を監査役室の年度予算として確保し、監査役会または監査役の要請に沿って費用処理する。
- 外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、監査役室の年度予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用については監査役会または監査役からの要請に基づき、会社負担として処理する。

(11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 原則として月1度、社長・管理本部担当執行役員・内部監査部門長等で構成し、常勤監査役が出席する内部統制会議を開催し、内部統制に関する情報の共有を図る。
- 定期的に監査役と会計監査人との意見交換を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を定め運用するとともに、関係機関とも情報交換を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス及びリスクマネジメントに対する取組みの状況

① 当社グループでは、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会（年4回開催）を推進機関として、コンプライアンスの徹底とリスクの管理・低減活動に取り組んでおります。これらの活動状況については、四半期に1回、取締役会に報告しております。

② コンプライアンスについては、「三菱ロジスネクストグループ倫理綱領」「コンプライアンス推進社標準」に基づいたコンプライアンス推進体制のもと、当社役員及び従業員等にコンプライアンスの徹底を図っております。

当期は、コンプライアンス教育として、階層別の教育の他、全従業員に対し、下請法遵守、不適正経理根絶等をテーマとしたE-learningや社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図りました。内部通報システムは、当社及び子会社にヘルプライン（通報窓口）を設置するとともに、ハラスメントの専門窓口を設置しており、通報内容は、社内規程に則り適切に処理しております。また、ビジネスパートナー向けの相談窓口を設置しており、問題の早期発見や改善措置に取り組んでおります。なお、2019年12月に公表した当社代理店等による認証を受けていない整備工場における大型特殊自動車（フォークリフト等）の分解整備の問題に対しては、法令遵守徹底の通知及び教育指導を実施し再発防止の徹底を図っております。

③ リスクマネジメントについては、「グループリスク管理規則」に基づき、期初に当社グループ全体のリスクの洗い出し・評価を行い、優先して対応すべきリスクを決定、アクションプランを作成し日常的にリスクの管理・低減活動に取り組んでおります。リスクが顕在化した場合は、「緊急時対応要領」に基づき、幹部緊急連絡網を通じて、社長をはじめとする経営幹部に直ちに報告がなされ、各関連部門が連携して迅速かつ適切に対応しております。

当期は次の取組みを行いました。

- ・リスク管理の実効性の向上（手続きの効率化、リスクの重点化・見える化）を目的として、当期のリスク洗い出しよりリスク管理手法をリニューアルし、新しい方法で運用を開始しました。当社グループ会社の国内販売会社及び海外子会社のリスク分析を行い、重要なリスクを抽出しました。各社のリスク管理の運用状況は、当社内部統制部の監査においてモニタリングを行いフォローしております。
- ・新型コロナウイルスの世界的拡大に対し、社長、各室長・各本部長を中心とした緊急対策本部を立上げ、週2回の開催を通し、情報共有と共に、事業継続のための対策、従業員への安全配慮等に対する指示を行っております。
- ・三菱ロジスネクストグループ情報システムセキュリティポリシーやグループITセキュリティ基準を制定し、情報セキュリティに対する整備運用やアセスメント監査の実施などの体制を整備しました。

(2) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図っております。
- ② 取締役会において、「取締役会規則」「経営会議規則」「稟議規則」を定め、取締役会及び経営会議における付議・報告基準を明確にしており、当該基準に基づき、適正な意思決定及び報告を行っております。また、取締役の職務執行に係る重要書類について、文書管理に関する社内規程に基づき適切に保管及び管理しております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するために、年度ごとに「財務報告に係る内部統制システム」に係る基本計画を定め、計画に従って、当社グループ全体の「財務報告に係る内部統制システム」を適正に整備・構築・評価・報告を行っております。
- ④ 社内稟議を書面から電子決裁に変更するとともに重要会議のペーパーレス化に取り組み、意思決定の迅速化・効率化を図っております。
- ⑤ 社内会議や打ち合わせ等にWeb会議システムを導入し、出張先や自宅等の遠隔地からでも参加できる仕組みを構築しております。

(3) 子会社管理に対する取組みの状況

- ① 当社子会社の経営管理については、国内・海外子会社について、グループ会社を管理する規程を制定し、運用しており、当社の所管部門開催の「社長会」や「財務責任者会議」をはじめとした実務者レベルの会合等を定期的に開催し、取締役や各担当部門と子会社の意思疎通を図っております。
- ② 子会社が当社に対し、事前承認や報告すべき事項を定めた「グループ会社管理規則」に基づき、子会社からの付議・報告がなされております。また、当社の役員及び従業員を子会社の取締役として派遣するとともに、所管部門や内部監査部門による子会社監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリング活動を行っております。
- ③ 海外においては地域統括会社による傘下子会社のガバナンスと内部統制の強化に向けた取り組みを行っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、内部統制会議などの社内の重要会議に陪席するほか、稟議書等の重要書類が回覧される仕組みにしており、監査の実効性を確保しております。

また、取締役・執行役員・業務執行部門への定期ヒアリング、社外取締役も陪席する社長との意見交換会、会計監査人との情報交換、内部統制部門との情報や意見交換等を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っております。

8. 当社のコーポレートガバナンス体制

(1) 基本的な考え方

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界のあらゆる物流シーンで、お客様にソリューションを提供し続け、未来創りに貢献する」という企業理念を踏まえ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレートガバナンスを実現いたします。

② コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図るとともに、社外取締役の活用及び監査役監査の充実により、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の確立を目指します。

(2) 取締役会

① 取締役会の主な役割・責務

取締役会は、持続的な成長・企業価値の向上に資する中長期的な経営戦略を担う機関と位置付け、大局的見地から次に掲げる事項の決定と経営監督を行います。

- a) 法令または定款に定められた事項
- b) 株主総会の決議により委任された事項
- c) 重要な業務執行に関する事項

② 取締役会の構成

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定を実現すべく取締役10名以内とし、取締役の内複数名は当社の独立性基準を満たす独立社外取締役で構成します。また、取締役会は、取締役の知識・経験・専門性・資質・背景等のバランスを総合的に判断し、取締役会全体として、当社の企業価値向上により貢献できる人物で構成します。

(3) 監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として会社の監督機能の一翼を担い、取締役の職務の執行を監査することにより、企業価値創出を実現し、社会の信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負います。この責務を通じ、監査役は当社の意思決定の透明性・公正性を担保するとともに、取締役による経営判断の原則に則った迅速・果断な意思決定を可能とする環境整備に努めます。

監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役が保有する情報収集力を有機的に組み合わせて監査の実効性を高めるとともに、社外取締役との連携を確保し、情報の交換及び認識の共有を図ります。

(4) 指名・報酬諮問委員会

当社役員の指名及び報酬の決定に関して、その客観性及び適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役会長、取締役社長、社外取締役2名、社外監査役1名及び社外の報酬コンサルタント会社（アドバイザー）で構成し、当社の役員人事及び役員報酬の決定に関し、審議・検討し、その結果を取締役に答申いたします。当期は全9回の指名・報酬諮問委員会を開催し、役員の指名及び報酬に関する審議等を行いました。

(5) 取締役会長・取締役社長・執行役員

① 取締役会長

取締役会長は、取締役会議長として取締役会の適正な運営を担うとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員の指名・報酬に関して透明性・公正性の向上を図ります。また、業務執行における取締役社長の経営判断について助言を行います。

② 取締役社長

取締役社長は、当社グループの最高経営責任者として、グループ全体の業務執行を統括します。人格・見識共に優れ、高いマネジメント能力、業務上の専門的知識及び豊富な経験を有するとともに、強いリーダーシップとグローバル思考によりグループ全体を牽引し、健全で透明性の高い経営を実現することができる人物といたします。

③ 執行役員制度

取締役会は、執行役員を選任し、担当職務を委嘱いたします。なお、当社は、取締役会長、取締役社長及び上席執行役員以上の役付執行役員を経営陣幹部として定義しています。

(6) 経営会議

① 経営会議の主な役割

経営会議は、機動的・効率的な業務執行に資するため、取締役会に付議する事項を含む業務執行全体について審議・意思決定を行います。

② 経営会議の構成

取締役会長、取締役社長、役付執行役員及び各本部長・室長で構成します。常勤監査役は、経営会議に出席して、適宜意見を述べます。

(7) リスク・コンプライアンス委員会

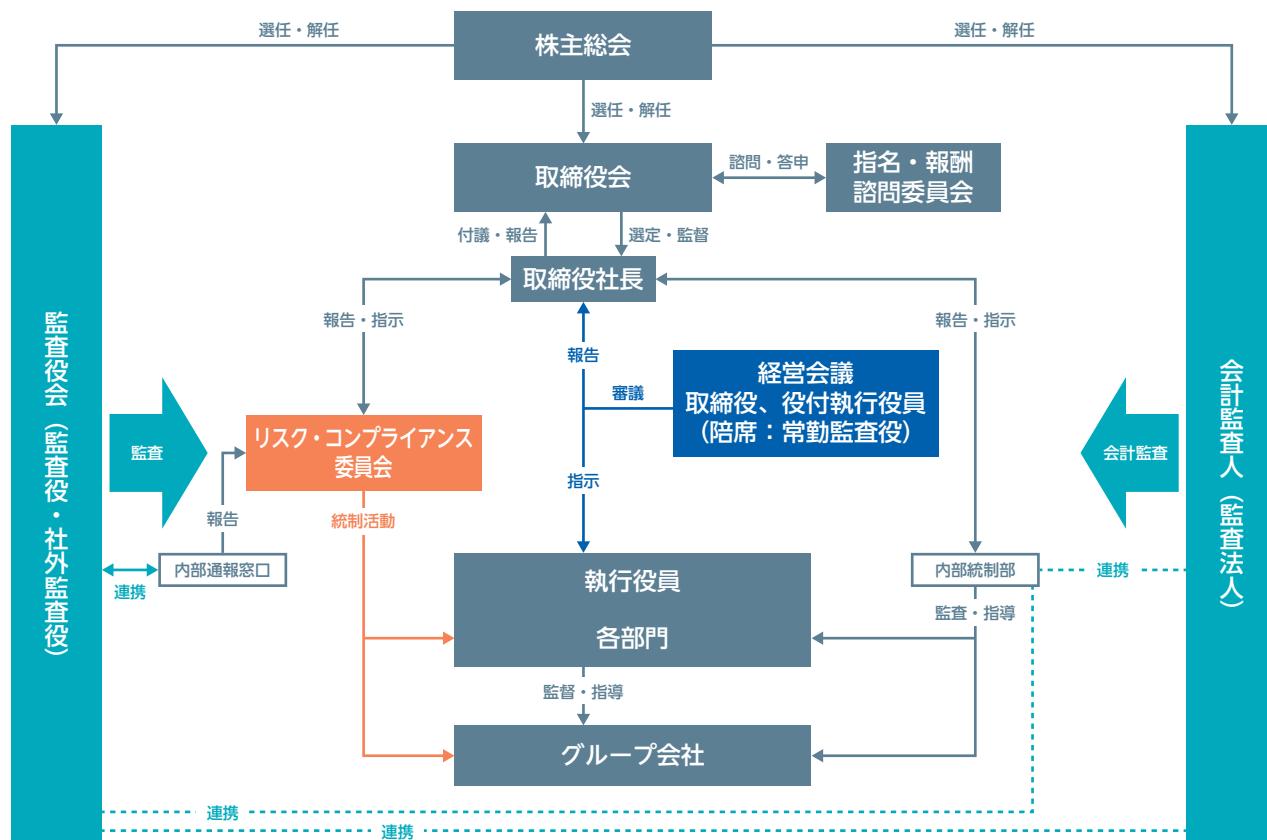
① リスク・コンプライアンス委員会の主な役割

リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進・運営の最高機関で、グループ全体のリスク・コンプライアンス情報を統一管理し、方針・施策の決定、及び活動の推進・フォローを行います。原則四半期毎に開催し、取締役会に対してこれらの状況を四半期毎に報告します。

② リスク・コンプライアンス委員会の構成

取締役社長を委員長として、取締役会長、副社長執行役員及び各本部長・室長で構成します。そのほか、リスク・コンプライアンス委員会には、常勤監査役が陪席、アドバイザーとして取締役会長が出席して適宜意見を述べます。

コーポレートガバナンスの体制図



連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	193,560
現金及び預金	15,335
受取手形及び売掛金	73,537
電子記録債権	1,782
リース債権及びリース投資資産	14,912
商品及び製品	38,025
仕掛品	8,124
原材料及び貯蔵品	15,808
短期貸付金	18,956
その他	8,239
貸倒引当金	△1,161
固定資産	180,079
有形固定資産	101,423
建物及び構築物	20,489
機械装置及び運搬具	46,830
土地	22,938
リース資産	7,105
建設仮勘定	1,327
その他	2,731
無形固定資産	63,219
のれん	41,510
その他	21,709
投資その他の資産	15,435
投資有価証券	5,848
繰延税金資産	6,284
退職給付に係る資産	342
その他	3,032
貸倒引当金	△71
資産合計	373,640

科目	金額
負債の部	
流動負債	154,445
支払手形及び買掛金	42,974
電子記録債務	23,976
短期借入金	40,333
一年以内に返済する長期借入金	4,062
リース債務	2,387
未払金及び未払費用	21,259
未払法人税等	2,235
賞与引当金	4,473
役員賞与引当金	92
製品保証引当金	4,494
関係会社整理損失引当金	75
その他	8,080
固定負債	161,868
長期借入金	131,463
リース債務	5,380
繰延税金負債	5,889
退職給付に係る負債	16,103
役員退職慰労引当金	7
製品保証引当金	789
その他	2,235
負債合計	316,314
純資産の部	
株主資本	55,483
資本金	4,904
資本剰余金	35,785
利益剰余金	14,796
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	△605
その他有価証券評価差額金	1,575
為替換算調整勘定	△1,170
退職給付に係る調整累計額	△1,010
新株予約権	219
非支配株主持分	2,227
純資産合計	57,326
負債及び純資産合計	373,640

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		448,918
売上原価		341,665
売上総利益		107,253
販売費及び一般管理費		98,816
営業利益		8,437
営業外収益		1,534
受取利息	822	
受取配当金	204	
その他	507	
営業外費用		2,926
支払利息	1,737	
為替差損	367	
持分法投資損失	645	
その他	175	
経常利益		7,045
特別利益		2,107
固定資産売却益	261	
投資有価証券売却益	831	
関係会社株式売却益	871	
受取保険金	76	
事業譲渡益	66	
特別損失		8,673
固定資産処分損	238	
減損損失	8,033	
災害による損失	23	
投資有価証券売却損	11	
関係会社出資金評価損	92	
関係会社整理損	171	
その他	101	
税金等調整前当期純利益		479
法人税・住民税及び事業税	4,813	
法人税等調整額	642	5,456
当期純損失		△4,976
非支配株主に帰属する当期純利益		266
親会社株主に帰属する当期純損失		△5,243

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,894	35,842	21,456	△2	62,191
会計方針の変更による累積的影響額			△32		△32
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,894	35,842	21,424	△2	62,158
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9	9			19
剰余金の配当			△1,384		△1,384
親会社株主に帰属する当期純損失			△5,243		△5,243
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△66			△66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9	△56	△6,627	-	△6,674
当期末残高	4,904	35,785	14,796	△2	55,483

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,586	1,913	△687	3,812	168	2,330	68,503
会計方針の変更による累積的影響額							△32
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,586	1,913	△687	3,812	168	2,330	68,470
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）				-			19
剰余金の配当				-			△1,384
親会社株主に帰属する当期純損失				-			△5,243
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				-			△66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,011	△3,083	△323	△4,417	51	△103	△4,469
当期変動額合計	△1,011	△3,083	△323	△4,417	51	△103	△11,144
当期末残高	1,575	△1,170	△1,010	△605	219	2,227	57,326

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三菱ロジスネクスト株式会社

代表取締役社長 御子神 隆 殿

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 宏 彰 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱ロジスネクスト株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ロジスネクスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	78,448
現金及び預金	571
受取手形	378
売掛金	54,467
電子記録債権	511
商品及び製品	5,528
仕掛品	5,723
原材料及び貯蔵品	1,309
短期貸付金	6,225
未収入金	2,548
その他	1,223
貸倒引当金	△38
固定資産	171,293
有形固定資産	18,183
建物	6,322
構築物	1,283
機械及び装置	3,430
工具器具備品	1,357
土地	5,175
その他	614
無形固定資産	25,154
ソフトウェア	5,866
のれん	16,831
その他	2,456
投資その他の資産	127,955
投資有価証券	3,155
関係会社株式	112,229
関係会社出資金	5,330
長期貸付金	4,404
繰延税金資産	1,944
その他	1,005
貸倒引当金	△114
資産合計	249,742

科目	金額
負債の部	
流動負債	80,612
支払手形	154
買掛金	11,807
電子記録債務	22,687
短期借入金	20,098
一年以内に返済する長期借入金	4,000
未払金	9,003
未払法人税等	146
預り金	8,032
賞与引当金	1,641
役員賞与引当金	41
製品保証引当金	1,246
関係会社整理損失引当金	75
その他	1,676
固定負債	112,513
長期借入金	101,078
退職給付引当金	9,426
関係会社事業損失引当金	1,828
その他	180
負債合計	193,125
純資産の部	
株主資本	54,871
資本金	4,904
資本剰余金	35,850
資本準備金	3,313
その他資本剰余金	32,536
利益剰余金	14,119
利益準備金	440
その他利益剰余金	13,678
買換資産圧縮積立金	248
固定資産圧縮積立金	41
別途積立金	330
繰越利益剰余金	13,057
自己株式	△2
評価・換算差額等	1,524
その他有価証券評価差額金	1,524
新株予約権	219
純資産合計	56,616
負債及び純資産合計	249,742

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		153,501
売上原価		123,679
売上総利益		29,822
販売費及び一般管理費		28,803
営業利益		1,018
営業外収益		3,083
受取利息	99	
受取配当金	2,809	
その他	175	
営業外費用		1,052
支払利息	660	
為替差損	365	
その他	26	
経常利益		3,050
特別利益		1,522
固定資産売却益	92	
投資有価証券売却益	835	
関係会社株式売却益	592	
受取保険金	1	
特別損失		5,273
固定資産処分損	169	
減損損失	25	
投資有価証券売却損	11	
関係会社出資金評価損	2,779	
関係会社株式評価損	2,287	
税引前当期純損失		701
法人税・住民税及び事業税	292	
法人税等調整額	767	1,059
当期純損失		1,761

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
当期首残高	4,894	3,304	32,536	35,840	440	243	44	330
当期変動額								
新株の発行	9	9		9				
買換資産圧縮積立金の積立						5		
買換資産圧縮積立金の取崩								
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮積立金の取崩							△2	
剰余金の配当								
当期純損失								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	9	9	-	9	-	5	△2	-
当期末残高	4,904	3,313	32,536	35,850	440	248	41	330

	株主資本				評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	16,206	17,265	△2	57,998	2,423	2,423	168	60,590
当期変動額								
新株の発行		-		19				19
買換資産圧縮積立金の積立	△5	-		-				-
買換資産圧縮積立金の取崩		-		-				-
固定資産圧縮積立金の積立		-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	2	-		-				-
剰余金の配当	△1,384	△1,384		△1,384				△1,384
当期純損失	△1,761	△1,761		△1,761				△1,761
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分				-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△899	△899	51	△847
当期変動額合計	△3,148	△3,146	-	△3,126	△899	△899	51	△3,974
当期末残高	13,057	14,119	△2	54,871	1,524	1,524	219	56,616

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

三菱ロジスネクスト株式会社

代表取締役社長 御子神 隆 殿

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 宏 彰 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱ロジスネクスト株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点テーマ等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、役付執行役員、内部監査部門、その他の使用人並びに親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び役付執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査役が一部の国内子会社の監査役を兼任するほか、その他の子会社を含めて取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び役付執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

三菱ロジスネクスト株式会社 監査役会

常勤監査役 前 嶋 弘 ㊟

常勤監査役 馬 場 浩 司 ㊟

社外監査役 倉 垣 雅 英 ㊟

社外監査役 福 岡 靖 之 ㊟

社外監査役 齊 藤 卓 美 ㊟

以 上

■滋賀工場に新実験施設「技術開発センター」を建設



当社が滋賀工場の敷地内に建設していた実験施設「技術開発センター」が、2020年2月に竣工し、同年4月1日から稼働開始いたしました。国内3拠点（新川崎事業所、京都工場、滋賀工場）の実験施設を集約することで、「製品品質の向上」「業務効率の向上」「開発リードタイムの短縮」「成長分野への開発力強化」を図ります。

当社は今後も、より快適に、より簡単に、安心してお使いいただけるフォークリフトや無人搬送機などの物流機器の開発を進め、社会にとって重要なインフラである物流を支えてまいります。

■カウンターバランス電気車をモデルチェンジ



当社は、統合後初の新型モデル「ALESIS（アレシス）」を2019年11月に発売いたしました。本製品は「STANDARD of the NEXT」をキーワードに、物流現場の次世代標準となることを目指して開発いたしました。

本製品の特徴としては、当社のキーテクノロジーである「SiCOS（サイコス、多機能集中制御システム）」を進化させ、オペレーターのスキルに合わせて操作フィーリングを設定できる「カスタムフィーリングシステム」や作業時の安全を確保する「センシング制御システム」などの機能が搭載されております。また、広く見やすい広視界設計や安定性を改善する低重心構造設計の採用による「使いやすさ」と「快適性」、さらに防水・防塵規格「IPX4」レベルの達成により「信頼性」と「耐久性」も向上しました。

発売後、お客様からは大変ご好評をいただいております。当社は今後も機種統合を進め、生産効率を向上させるとともに市場プレゼンスの拡大を目指してまいります。

株主総会会場ご案内



本社メインホール



会場

京都府長岡京市東神足2丁目1番1号

本社メインホール



交通

● 阪急京都線「長岡天神駅」東口より徒歩約12分

● JR京都線「長岡京駅」東口より徒歩約1分

Logisnext

Logistical Equipment & System Solutions Next

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。